



令和6年10月以降、 基準を満たさない認可外保育施設は 保育料無償化の対象ではなくなります

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定めた基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たすとともに、盛岡市から無償化対象施設として「確認」を受ける必要があります。ただし、無償化制度の開始（令和元年10月）から5年間（令和6年9月30日まで）は、経過措置として、原則、基準を満たしていない施設についても「確認」を受けていれば、無償化の対象とされており、盛岡市においても、この経過措置に従って無償化を行ってまいりました。

経過措置の終了に伴い、基準を満たしていない認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設）を利用している場合、令和6年10月以降は保育料無償化の補助（施設等利用給付）を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【無償化の対象となる認可外保育施設】

期　日	対象となる条件
令和6年9月30日まで	① 市町村の「確認」を受けた施設
令和6年10月1日以降	① 市町村の「確認」を受けた施設
※ ①と②の両方を満たす必要あり	② 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設

※ ご利用（または利用予定）の施設が基準を満たし、証明書の交付を受けた施設であるかについては、施設に直接お問い合わせいただくか、
もしくは市ホームページで確認してください（確認方法は裏面参照）。

※ 保育料無償化の補助（施設等利用給付）を希望する利用者の方は、盛岡市から保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設の確認方法

- ① 検索エンジンで「盛岡市 認可外保育施設」と検索します。
- ② 検索結果の「認可外保育施設の利用について」から、市ホームページに入ります。



- ③ 一覧の右の「証明書」の欄にて、証明書の交付の有無を確認します。
(○がある施設が補助対象。空欄の施設は補助対象外)

認可外保育施設一覧（令和5年7月1日時点）					
利用を希望する場合は、直接施設へお問い合わせください。					
名称	所在地	設置者	電話番号	一般利用枠	証明書
神明町こどもルーム	盛岡市神明町〇-〇	紺屋 一郎	019-***-****	有	<input checked="" type="radio"/>
岩盛病院 つくし保育園	盛岡市内丸〇-〇	医療法人盛療会	019-***-****		<input type="radio"/>

- ※ 現在証明書が交付されていない施設についても、今後基準を満たし、証明書が交付される可能性があります。詳しくは利用する施設にお問い合わせください。
- ※ 施設が無償化の対象施設であることについて「確認」を受けているかどうかは、施設所在地の市町村のホームページ等をご確認ください。
- ※ 企業主導型保育事業は施設等利用給付の対象外です。利用料減額に必要な手続きについては、利用する施設にご確認ください。

幼児教育・保育の無償化
(認可外保育施設)について



施設等利用給付認定の
変更手続きについて



問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室

〒020-0882 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 電話:019-626-7553(直通)